

＼期間中は、朝夕7時にサイレンが鳴ります！／

秋季火災予防運動

期間：11月9日(水)～15日(火)

【お出かけは マスク戸締り 火の用心】

4つの習慣

- ◆寝たばこは絶対にしない、させない。
- ◆ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ◆こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ◆コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ◆火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ◆火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ◆火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ◆火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ◆お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ◆防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



利用可能店舗は町ホームページをご覧ください。



☎ 29-156602
 役場総合政策課 政策推進係

地域経済応援商品券の利用は12月31日(土)までです

町独自の地域経済対策として8月に配布した「金山町地域経済応援商品券」の利用期限は12月31日までです。利用期間終了後は、使用できなくなりますので、お早目にご利用ください。

今月の納期

- ◆固定資産税 第4期
- ◆国民健康保険料 第5期
- ◆介護保険料 第5期
- ◆後期高齢者医療保険料 第5期

口座振替 11月25日(金)

納期 11月30日(水)まで

忘れずに納付しましょう。

国民年金保険料は全額 社会保険料控除の対象です。
 日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に発送されます。お手元に届きましたら、年末調整や確定申告の際に使用するため、大切に保管してください。発送は、国民

第7回最上地区民俗芸能フェスティバルを開催します
 最上地域の民俗芸能団体がたくさん出演します。ぜひご来場ください。
 ▼日時 11月23日(水・祝) 13時～
 ▼会場 ゆめりあ 1階
 花と緑の交流広場特設ステージ
 ☎ 090-3593-3348
 最上地区民俗芸能団体懇話会事務局

☎ 52-2240
 グリーンバレー神室管理棟



グリーンバレー神室からお知らせ
 夏季キャンプ場、グラウンドゴルフ・夏ソリ等の営業は11月13日(日)までとなります。
 冬季キャンプは、スキー場の営業開始後、キャンプ場の整備が出来次第、営業を開始します。詳細は町ホームページをご覧ください。

地元選出の県議会議員による 地域議員協議会を開催します
 地元議員が審議を行う地域議員協議会を開催します。県議会の活動を身近で傍聴できるいい機会ですのでぜひご来場ください。
 ▼日時 11月18日(金) 15時～
 ▼場所 最上総合支庁 講堂
 ▼受付 14時30分から(予約不要)
 ▼参加費 無料
 ☎ 023-630-2840
 山形県議会事務局議事調査課

ご家族の国民年金保険料も支払っている場合は、その保険料についても控除が受けられます。国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はおろろ不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようご注意ください！
 ☎ 0570-1003-1004
 ねんきん加入者ダイヤル
 役場町民務課 住民係
 ☎ 29-15611

年金保険料を納付した時期で異なります。
 ①令和4年1月1日から9月30日までの間に納付した方↓10月下旬から11月上旬に順次発送
 ②令和4年10月1日から12月31日までの間に納付した方↓令和5年2月上旬に順次発送

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金のお知らせ(国事業)

【お問い合わせ】役場健康福祉課 福祉係 ☎29-5613

令和4年度住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税世帯相当となった世帯に対し、給付金を支給します。給付金を受け取るには、手続きが必要です。

- ◆支給額 1世帯あたり 5万円
- ◆対象者と手続き ①②のいずれかに該当する世帯

- ①令和4年度住民税均等割が非課税の世帯
 令和4年9月30日時点で住民登録があり、世帯全員が非課税となる世帯。
 →対象世帯には、確認書を送付しています。内容を確認して、返信してください。
 ※確認内容が誤っている場合または修正申告を行い課税世帯となった場合は、給付金の返還を求められます。
- ②予期せず家計が急変したことで収入が減少した家計急変世帯
 令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となる世帯。
 →給付金を受け取るには、申請が必要となります。扶養人数等で適用される限度額は異なります。
 対象と思われる方は、健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆支給日

確認書 役場到着日	支給日	確認書 役場到着日	支給日
① ~11月11日(金)	11月17日(木)	② ~11月25日(金)	12月1日(木)
③ ~12月9日(金)	12月15日(木)	④ ~12月22日(木)	12月27日(火)
⑤ ~R5年1月6日(金)	R5年1月12日(木)	⑥ ~R5年1月20日(金)	R5年1月26日(木)
⑦ ~R5年1月31日(火)	R5年2月9日(木)		

◆期限 令和5年1月31日(火)

「福祉燃料 購入支援」のお知らせ

【お問い合わせ】役場健康福祉課 福祉係 ☎29-5613

冬期間の燃料購入費の負担を少しでも軽減するため、対象者世帯に燃料購入費の一部を支援します。今年度は、コロナ交付金を活用し支給額を増額しております。該当すると思われる方については別途お知らせし、決定された家庭には福祉燃料購入券を直接お渡しします。

- ◆支援額 1世帯あたり 美杉ちゃん商品券 10,000円分
- ◆対象者 令和4年度の住民税が誰にも課税されていない世帯で下記のいずれかに該当する世帯

- ・70歳以上で一人暮らし世帯
- ・高齢者夫婦2人暮らし(男65歳以上・女60歳以上)
- ・高齢者のみ(65歳以上のみ世帯)で、うち1人でも70歳以上の方がいる世帯
- ・身体障害者手帳1級または2級を持っている方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aを持っている方がいる世帯
- ・平成16年4月2日以降に生まれた子がいるひとり親世帯(課税されている別世帯と同居している場合は除く)
- ・介護保険法の介護度4または5に該当、若しくは同程度の状態の方がいる世帯
- ・その他町長が特に認める世帯

◆申込期限 令和5年3月31日(金)まで
 ※令和4年度内に上記要件に該当すれば対象となります。

令和5年度 認定こども園への 入園案内について

分からないことは
お問い合わせください



認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

認定こども園めぐりまでは、令和5年4月から入園を希望されるお子さんを募集します。入園に当たっては、教育・保育給付のための支給認定申請（入園申し込み）が必要です。

- 申し込み・お問合せ先 **役場健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622（直通）**
- 申込書配布場所 **11月7日（月）から、役場健康福祉課 子育て支援室窓口でお渡しします。**
- 受付期間 **11月25日（金）～12月9日（金）期間内に必ず提出してください。**

【新規入園児について】

- 入所要件（令和5年4月1日現在年齢）
 - ①3歳以上のお子さん
保育が必要・必要でないに関わらず入園することができます。
 - ②満8ヶ月以上3歳未満のお子さん
保護者が、仕事や病気などのために、家庭で保育ができない状況と認められた場合（保育を必要とする場合）に入園することができます。
- 申込方法及び提出先
配付された申込書（支給認定申請書）に必要事項を記入し、就労証明書など保育の必要性を証明する書類を添えて、役場健康福祉課 子育て支援室に提出してください。

- 認定結果及び入園決定通知
家庭状況（保護者に加え65歳未満の同居祖父母の就労状況等含）や保護者の希望等を踏まえ、内容を審査し、必要に応じて利用調整（選考）を行います。認定結果及び入園の決定については、1月下旬～2月初旬頃に保護者にお知らせいたします。

【継続して入園する園児について】

町から支給認定を受け、すでに入園しているお子さんについては、新たに入園の申込みを行う必要はありません（ただし、3歳未満のお子さんについては、保護者の就労状況等により家庭で保育ができない状況の場合のみ、継続入園が可能となります）。
※12月中旬に園を通して「入園継続確認書」を配付いたしますので、提出をお願いします。

●子育て支援センターおひさま

- ▼場所 金山町大字金山571（町体育センター前）
- ▼時間 平日（9時～11時45分、13時30分～15時45分）
- ▼利用料 無料
- ▼お問い合わせ 子育て支援センターおひさま ☎52-2272

子育て中の家族とそのお子さんが集える交流の場を提供しています。季節ごとに楽しい工作や手芸なども行っており、ほっと一息つきたい時にパパ・ママ・おじいちゃん・おばあちゃんの情報交換の場としてお気軽にご利用ください♪



診療所からお知らせ

インフルエンザの予防接種 ご予約はお電話で！

町立金山診療所
☎52-2915

季節性インフルエンザの予防接種の予約は、お電話で受けいたします。この冬は、インフルエンザとコロナウイルスが同時に流行する可能性があります。インフルエンザワクチンは12月28日までに接種することをお勧めします。

町では接種の費用を助成します

- ▼接種時間
月曜・火曜・木曜・金曜 14時～16時
水曜（夕診） 17時～19時
- ▼予防接種料金 4,000円

助成対象者	助成金額
65歳以上の方	2,000円
13歳～中学3年生まで	2,000円
生後6カ月～12歳の方	1回目：2,000円 2回目：1,500円

選挙運動費用の選挙公営（公費負担）制度について

【お問い合わせ】金山町選挙管理委員会 ☎29-5600

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補しやすいように、立候補した人が公平に選挙運動できるように、一定の範囲で立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

地方選挙の公費負担は県や市の選挙に限られていましたが、令和2年6月の公職選挙法の改正により、町村長・議員選挙まで拡大されました。町では来年春に予定される町議会議員選挙から適用されます。

区分	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	供託金額
町長選挙	○	○	○	50万円
町議会議員選挙	○	○	○ ※頒布解禁	15万円 ※供託金導入

○印は公費負担となったもの



◆公費負担の限度額

【選挙運動用自動車の使用】 ※「一般運送契約方式」と「個別契約方式」のいずれかを選択。

契約方式	限度額（1日当たり）	選挙運動期間	限度額
一般運送契約方式（ハイヤー契約）	64,500円	5日間	322,500円
個別契約方式	自動車借入契約		80,500円
	燃料供給契約		38,500円
	運転手雇用契約		62,500円

【選挙運動用ビラの作成】

選挙区分	上限枚数	上限単価	限度額
町長選挙	5,000枚	1枚当たり7円73銭	38,650円
町議会議員選挙	1,600枚		12,368円



【選挙運動用ポスターの作成】 ※ポスター掲示場の数はH31.4町議選で37箇所。

上限枚数	上限単価	限度額
ポスター掲示場の数（37枚）	(541円31銭×37箇所+316,250円)÷37箇所=9,089円	336,293円

◆供託物没収点

この選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票数を得た候補者に限られます。（供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。）

選挙区分	供託物没収点
町長選挙	有効投票総数×10分の1
町議会議員選挙	(有効投票総数÷議員定数)×10分の1